平成２６年（フ）第９３４８号
東京都杉並区成田東２丁目30―14―202
債務者　久保田泰平
1　決定年月日時　平成26年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９３４９号
埼玉県所沢市東狭山ケ丘１丁目13―３―207
債務者　山口　孝弘
1　決定年月日時　平成26年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９３５１号
東京都世田谷区等々力２丁目16―３―102
債務者　小川　朋香
1　決定年月日時　平成26年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９３５２号
東京都足立区花畑５丁目10―30―403
債務者　長崎久美子
1　決定年月日時　平成26年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３３号
長野県小諸市古城３丁目３番６号
債務者　西舘　卓矢
1　決定年月日時　平成26年９月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月３日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２６年（フ）第４２号
長野県佐久市前山107番地８　県営住宅１―301号
債務者　黒澤　勇治
1　決定年月日時　平成26年９月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月３日午後２時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２６年（フ）第４６号
長野県小諸市加増１丁目７番５号　コーポ柳沢106号
債務者　梶山　春雄
1　決定年月日時　平成26年９月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月３日午後２時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２６年（フ）第３８８号
岡山市中区門田屋敷１丁目８番31―401号
債務者　島地　恵子
1　決定年月日時　平成26年９月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月５日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７２７号
東京都八王子市中野山王３丁目７番１―110号中野山王３丁目アパート
債務者　上町　満子
1　決定年月日時　平成26年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月28日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第７２８号
東京都八王子市中野山王３丁目７番１―110号中野山王３丁目アパート
債務者　上町　健人
1　決定年月日時　平成26年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月28日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第４１２号
静岡県焼津市中根493番地の１　中根マンションＥ102
債務者　三原　弘治
1　決定年月日時　平成26年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月１日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１１９号
長崎県佐世保市矢岳町18番１号
債務者　中村　正和
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月21日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第１２６号
長崎県佐世保市平松町880番地、前住所長崎県佐世保市上本山町１番地370
債務者　山下　駒季（旧姓藤原）
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月21日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第９２９３号
東京都大田区東糀谷５丁目15―11
債務者　荒井　　勉
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９３１４号
東京都足立区竹の塚４丁目３―20―405
債務者　福井　史隆
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部